



◎たじっこクラブとは

就労等により昼間家庭で保護者の保護を受けることができない児童（小学生）に対し、放課後や土曜日、夏季休業等の学校休業日に、家庭に代わって適切な遊びや生活の場、教育的な支援の場を提供することにより、児童の健全育成や保護者が安心して働ける環境を作ることを目的とした学童保育事業です。

たじっこクラブ（以下、クラブという。）の運営は、市が委託している法人が行っています。
(P.4のクラブ一覧参照)

【1. 対象児童】

市内の小学校に就学する児童で、保護者の就労や疾病、その他の理由により、昼間継続的に保護者の保護を受けることができない児童

【2. 実施期間】（新型コロナウイルス感染症の影響など不測の事態で変更になる場合あり）

《通年利用》 毎年度4月1日～3月31日（春・夏・冬休みを含む）

《夏休みのみの利用》 令和6年7月22日（月）～令和6年8月27日（火）【予定】

※1ヶ月に満たない短期間利用（春休みのみ、冬休みのみを含む）はできません。

※土曜日及びお盆期間の利用については、各クラブまたは各運営法人にご確認ください。

【3. 休みの日】

日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

【4. 実施時間及び利用負担金等】

《①午後5時まで利用》 平日…下校時刻～午後5時 休業日…午前7時30分～午後5時

通年利用 4,000円/月（8月のみ8,000円）

夏休みのみ利用 8,480円（7月分1,440円、8月分7,040円）【予定】

《②午後6時まで利用》 平日…下校時刻～午後6時 休業日…午前7時30分～午後6時

通年利用 6,000円/月（8月のみ12,000円）

夏休みのみ利用 12,720円（7月分2,160円、8月分10,560円）【予定】

《③午後7時まで利用》 平日…下校時刻～午後7時 休業日…午前7時30分～午後7時

通年利用 7,000円/月（8月のみ14,000円）

夏休みのみ利用 14,840円（7月分2,520円、8月分12,320円）【予定】

※生活保護を受けている世帯及び住民税が非課税の世帯は、負担金の減免制度があります。

減免制度の詳細は、教育推進課にお問い合わせください。

※利用負担金は、口座振替で納めていただきます。

市に納めていただく利用負担金以外に、活動費（実費相当分）として、おやつ代、教材費、イベント参加費等が別途必要です。活動費は、運営法人に納めていただきますので、その納付方法については、各運営法人にお問い合わせください。

活動費 (実費相当分)	利用区分	通年利用	夏休みのみの利用
	金額	3,300円/月 8月のみ8,000円	11,000円

【5. たじっこクラブ利用要件】

(1) クラブまで保護者等による児童の送迎（平日帰宅時の迎え、休業日等の来所時及び帰宅時の送迎など）ができること。

(2) 児童が市内の小学校に就学しており、保護者等が次の各号のいずれかに該当すること。

ア 就労

保護者等が居宅外で日中常に就労しているため、又は居宅内で日中常に家事以外の就労をしているため、その児童の保護に当たることができないと認められる場合

① 通年利用の要件（以下の要件をすべて満たしていること）

- ・ 15日／月以上勤務（内職の場合は20日／月）
- ・ 4時間／日（内職の場合は6時間／日）
- ・ 15時以降まで勤務していること（夜間勤務の方は、教育推進課にご相談ください）。

<注> 1年生のみ5月末までの利用に限り14時以降でも可。

② 夏休みのみの利用の要件

- ・ 60時間／月以上就業していること（内職も同様）

<注> 7月分の就業時間が要件に満たない場合は教育推進課にご相談ください。

《証明書類》①②ともに就労内容に合わせた就業証明書、内職証明書、自営業状況申立書

イ 疾病等

保護者が長期的（概ね3ヶ月以上）、継続的な疾病により、その児童の保護に当たることができないと認められる場合

《証明書類》医師の診断書等の写し

ウ 求職

① 保護者が求職のため日中常に外出しており、その児童の保護に当たることができないと認められる場合

② 就労の準備のために職業訓練学校等へ通学している場合

<注> 利用要件の有効期間：

① 求職の場合は、利用申込みから2ヶ月間。ただし、利用開始以降でないとは求職活動ができない方は、教育推進課に相談の上、利用開始から2ヶ月間。

② 職業訓練学校等へ通学する場合は、学校への通学期間及び卒業した日から2ヶ月間。

《証明書類》①ハローワークへの登録がわかる書類の写し ②受講についての証明書等

エ 出産（産後3ヶ月を過ぎた育児休業取得者は利用要件対象外）

保護者が出産するため、その児童の保護に当たることができないと認められる場合

<注> 出産を要件とする場合、利用期間は出産予定前2ヶ月間、出産日後3ヶ月間。

《証明書類》母子健康手帳の表紙と分娩予定日を記入したページの写し

オ 看護（介護）

長期にわたり疾病等がある親族があり、保護者が常時看護（介護）に従事しているため、その児童の保護に当たることができないと認められる場合

《証明書類》看護（介護）の対象となる親族の障害者手帳等・要介護認定の結果通知書等の写し、または医師の診断書等の写し

カ その他

保護者に係る事情により、育成事業の利用が必要と認められる場合

<注> 教育推進課にご相談ください。

※ 就労以外のイ～カについては、証明書類と共に「状況等報告書」の提出が必要です。

※ 利用要件に該当しなくなった場合は、取下届書または終了届を提出してください。

【6. 申込方法・提出先について】

以下の書類を教育推進課またはご利用を希望されるクラブにご提出ください。

- ① たじっこクラブ利用申込書
- ② 誓約書
- ③ 就業証明書、自営業状況申立書（※1、※2、※3、※4、※5）
- ④ 多治見市歳入金口座振替依頼書兼変更届出書、多治見市歳入金自動払込申込書（※6）
- ⑤ 状況等報告書（就労以外の要件に該当する方のみ）
- ⑥ 就労以外の要件に関する証明書等（該当する方のみ）
- ⑦ 利用する児童の障がい等に関する診断書の写し（該当する方のみ）

※1 就業証明書等は、クラブを利用する児童と同居している 20歳以上 65歳未満の方、全員分が必要。
ただし、単身赴任している保護者の方についても就業証明書等を提出してください。

また、20歳以上で学生の方は、在学証明書を提出してください。

~~※2 年末調整が済んでいる正社員の方のみ、就業証明書の代わりに令和5年分の源泉徴収票の写しの添付でも可。（パート、アルバイトの場合は不可）ただし、年度途中の7月以降にクラブ利用を申込み場合は、就業証明書が必要になります。~~

※3 自営業の方は、自営業であることを証明するための書類が必要になります。

※4 就業証明書等は証明日から6ヶ月以内のものに限り、令和5年度内に令和6年度分の入所を申込み場合の就業証明書等は令和5年10月以降の日付で発行されたものに限り、

※5 就業証明書等の証明日から6ヶ月以内に限り、先に子ども支援課に就業証明書等を提出済みの場合は、書類に必要事項を記入することで証明書類の再取得は不要になります。

※6 口座振替に関する書類は、利用負担金の振替口座が未登録の方、または登録済みの口座を変更される方のみご提出ください。（兄弟・姉妹のたじっこクラブ利用者がある場合は省略できます）

①～⑤の書類は、各窓口（教育推進課、クラブ、運営法人）にて配布します。

①～③、⑤の書類は、教育推進課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.tajimi.lg.jp/kosodate/sho-naka/hoshin/tjkclub.html>

ただし、④の口座振替の書類は、複写式のためダウンロードできませんので、必要な方は、各窓口までお越しください。



【7. 令和6年度利用の申込期間(当初)】（通年利用・夏休み利用を同時に受付）

- ・利用申込期間は、令和5年12月22日（金）～令和6年1月23日（火）まで。
- ・各クラブには定員があります。そのため、上記申込期間を過ぎてからの申込みは、定員を超えた場合に行う抽選等に参加できなくなる、またはご希望の利用開始日から利用できないなどの不利益が生じる場合がありますのでご注意ください。

【8. 新年度開始後の利用手続きに関する注意事項】

●年度途中の利用申込みについて

4月以降の年度中でもクラブの定員に空きがあれば、利用することができます。

利用区分	申込み受付期間【厳守】
通年利用	利用開始希望日の2ヶ月前から <u>2週間前まで</u> （※7）
夏休みのみの利用	<u>6月末日まで</u> （※8）

（※7）受付期間を過ぎて申込みされた場合、希望日からのご利用ができないことがあります。

（※8）6月末日を過ぎてからの申込みについては、原則、夏休みのみの利用を認めません。

<注>夏休みのみの利用は、長期の一日保育や夏休みイベント等がある特別期間のため、必ず夏休みのみの利用申込みをしてください。7月から通年利用で申込みをされる場合は、利用終了時期を確認します。

●利用の変更（状況変更、休止、終了、取下げ）について

クラブの利用状況に変更が生じた場合は、期限までに必要書類を提出してください。
 期限後に提出された場合は、原則返金等に応じられませんので、提出期限を厳守してください。

提出書類	変更内容	提出期限【厳守】
利用者等 状況変更届	登録区分(午後5時まで・午後6時まで・午後7時までの時間変更)※9	変更希望日の <u>2週間前まで</u> 通年から夏休み利用への変更は <u>6月末日まで</u>
	利用期間(通年・夏休みのみの利用の変更)	
	上記以外(住所、就業先 他)	変更が生じた場合、速やかに
利用休止届	利用の休止(連続10日以上2ヶ月以下)※10	利用休止を開始する日の <u>2週間前まで</u>
利用終了届	利用の終了(クラブの退所)	利用終了する日の <u>2週間前まで</u>
入所申込み 取下届書	利用開始前の取下げ(利用中止)	利用開始日の <u>2週間前まで</u>
		夏休みのみの利用取下げは <u>6月末日まで</u>

※9 登録区分の変更は1ヶ月単位のみで行い、月途中からの変更はできません。

※10 連続10日以上とは、クラブが行われない日を除きます。なお、休止届を提出できるのは、すでに1ヶ月以上継続利用している場合に限りです。また、休止からの復帰後、1ヶ月に満たない利用期間で再び休止届を使用することはできません。(ケガなどによる特別な事情を除く) また、通年利用の人で、夏休み等の期間中に利用しない場合も事前に休止届を出す必要があります。

【9. たじっこクラブの利用取り消しに関する注意事項】

以下のような場合は、クラブの利用を取り消しますのでご注意ください。

- ①本募集・利用要項P.2の5.(2)の要件に該当しなくなったとき。
- ②連続14日以上無断で欠席したとき。
- ③利用負担金を2ヶ月以上滞納したとき。
- ④利用者又は利用児童が、正当な理由なく活動上の指示に従わないとき。
- ⑤運営法人が管理運営上著しい支障があると認めたとき。
- ⑥その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。

●クラブ一覧 (利用できるクラブは児童が就学している校区内に限ります。)

校区	クラブ名	実施場所	電話番号	運営法人
養正	養正小たじっこクラブ	養正小学校内	22-2370	NPO法人 たじみ学童保育センター つちびと (電話：21-5768)
精華	精華小たじっこクラブ	精華小学校内	22-5012	
小泉	小泉小たじっこクラブ	小泉小学校内	29-1410	
市之倉	市之倉小たじっこクラブ	市之倉小学校内	22-5899	
滝呂	滝呂小たじっこクラブ	滝呂小学校内	22-1245	
脇之島	脇之島小たじっこクラブ	脇之島小学校内	24-4166	
笠原	笠原小たじっこクラブ	笠原小学校内	44-3006	
共栄	共栄小たじっこクラブ	共栄小学校内	24-8071	(株) 明日葉
北栄	北栄小たじっこクラブ	北栄小学校内	29-4523	(電話：052-228-4187)
昭和	昭和小たじっこクラブ	昭和小学校内	25-4870	労働者協同組合ワーカーズ コープ・センター事業団 (電話：51-5337)
池田	池田小たじっこクラブ	池田小学校内	25-0657	
南姫	南姫小たじっこクラブ	南姫小学校内	26-8831	(株) ハリカ多治見
根本	根本小たじっこクラブ	根本小学校内	27-5303	(電話：24-0396)

【問い合わせ先】多治見市教育委員会 教育推進課 電話 23-5904 (直通)